

令和4年第7回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和4年7月15日（金） 午前8時56分～午前9時32分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (12人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	2番	今 隆 俊	3番 石 澤 孝 知
	4番	長 内 康 之	5番 木 村 功
	6番	高 橋 英 子	7番 工 藤 勝 彦
	8番	大 平 成 年	9番 工 藤 元 伸
	12番	佐 藤 国 雄	13番 佐 山 秀 夫

4 欠席委員 (1人) 1番 佐 藤 陽 介

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (4人)

2番 今 隆 俊	3番 石 澤 孝 知
4番 長 内 康 之	13番 佐 山 秀 夫

8 付議案件

報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第17号	農地の転用事実に関する照会について
議案第33号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第34号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第35号	農用地利用集積計画の決定について
議案第36号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

9 事務局職員

事務局長	中	田	憲	人
事務局長補佐	工	藤	英	樹
農政農地係長	福	士	博	幸
主 査	山	田	和	晶
主任主事	齋	藤	伸	恵
主 事	工	藤	慎	也

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、1 番佐藤陽介委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第7回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、12番佐藤国雄委員、13番佐山秀夫委員にお願いします。書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第15号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年6月受理分は、相続が6件、総面積32,317㎡、田が14筆17,527㎡、樹園地が5筆14,790㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第16号「農地法第18条第6項の規定

	による通知書の受理について」を、事務局から報告お願いします。
工藤主事	報告第16号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号12番は、松原の田、ほか1筆合計5,357㎡を賃借人の都合により、令和4年6月21日に合意解約したものです。 受付番号13番は、相野の田、3,479㎡を賃借人の都合により、令和4年6月21日に合意解約したものです。 受付番号14番は、田中の田、ほか3筆合計11,180㎡を賃借人の都合により、令和4年6月21日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号15番は、馬場尻東の田、ほか1筆合計7,386㎡を賃借人の都合により、令和4年6月21日に合意解約したものです。 受付番号16番は、馬場尻南の田、2,762㎡を賃借人の都合により、令和4年6月24日に合意解約したものです。 受付番号17番は、馬場尻南の田、2,947㎡を賃借人の都合により、令和4年6月24日に合意解約したものです。 受付番号18番は、馬場尻南の田、2,315㎡を賃借人の都合により、令和4年6月24日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第17号「農地の転用事実に関する照会について」を、事務局から報告お願いします。
福土係長	議案第17号は、青森地方法務局弘前支局から別紙土地の地目変更登記について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり報告するものです。 別紙で説明いたします。 7ページをご覧ください。 受付番号2番、土地の所在は、大字石名坂字館、登記地目は畑、面積は526㎡、土地所有者等は記載のとおりです。 現況地目は非農地、都市計画関係は用途地域外、農振法関係は農用地区域外、転用許可等の有無とその内容は、昭和53年1月26日農地法第4条許可、転用目的は宅地であり、令和4年6月15日付けで報告しております。 受付番号3番、土地の所在は、大字赤坂字東池田、登記地目は畑、面積は

		618㎡、土地所有者等は、記載のとおりです。 現況地目は非農地、都市計画関係は用途地域外、農振法関係は農用地区域外、転用許可等の有無とその内容は、令和3年6月25日農地法第5条許可、転用目的は宅地で、住宅、車庫、資材置き場用地であり、令和4年6月27日付けで報告しております。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第33号につきましては、3番石澤孝知委員、また13番佐山秀夫委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (石澤孝知委員、佐山秀夫委員退席) それでは、議案第33号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事		議案第33号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定1件、賃借権設定6件、所有権移転が2件です。 9ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号6番は、大字上十川字大野七番の樹園地、ほか1筆合計4,891㎡を経営規模拡大のため10年間貸借するものです。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 10ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号14番は、田中の田、71㎡を耕作便利のため、10年間貸借するものです。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号15番は、馬場尻西の田、ほか4筆合計19,908㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号16番は、松原の田、ほか1筆合計5,357㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

	11ページに移ります。 受付番号17番は、相野の田、3,479㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号18番は、田中の田、ほか5筆合計18,566㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号19番は、大字沖浦字青荷澤の平畑、ほか1筆合計6,352㎡を新規農家として、5年間貸借するものです。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 12ページに移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号22番は、追子野木一丁目の平畑、89㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号23番は、大字竹鼻字宮元の樹園地、ほか13筆合計28,349㎡を、生前一括贈与のため取得するものです。親から子への経営継承によるものです。 現況は樹園地及び平畑で、権利取得後はりんご、やさいの栽培が行われます。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、12番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回申請があった農地について、去る7月6日、工藤元伸委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、7月1日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号6番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号14番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 申請地は、借受人所有農地の隣地とのことで、一帯利用するために申請に至ったとのことでした。

		受付番号１５番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号１６番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号１７番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号１８番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号１９番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。 現況は平畑で、権利取得後は、有機無農薬栽培で主ににんにくなど、やさいの栽培を行うとのことです。 借人は、農業に興味を持ち、新規就農するため、地域おこし協力隊へ応募し、りんご栽培や有機無農薬栽培に関わる研修を受けてきたとのことです。 単年で収益に繋がるやさいの栽培に魅力を感じ、独立営農をするため、申請に至ったとのことです。 農業機械の所有状況は、耕うん機、自走式草刈機、肩掛け草刈機を所有しており、軽トラックはリース契約で使用するとのことです。 収穫後の出荷方法は、インターネット販売サイトを利用するとのことです。 生産等技術指導は、現在の研修先であるしらとり農園から受けるとのことです。 有機無農薬栽培が周辺の農地に影響が生じやすいことも理解し、影響が出ないように栽培したいとしており、今後、経営面積を拡大するなど農業経営の意欲も十分に感じられるため、農地を取得することに問題はないと思われます。 (３) 所有権移転です。 受付番号２２番は、耕作便利のための申請です。現況は平畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。譲受人の農地が隣地にあり、譲渡人から一帯利用してほしいと相談を受け、申請に至ったとのことです。 受付番号２３番は、生前一括贈与のための申請です。現況は樹園地及び平畑で、権利取得後はりんご及びやさいの栽培が行われます。親から子への経営継承によるものです。 今回申請があった９件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第33号は、原案のとおり決定いたします。 (石澤孝知委員、佐山秀夫委員指定席に着く) 次の議案第34号につきましては、4番長内康之委員が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (長内康之委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第34号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福土係長	議案第34号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙15ページから説明いたします。 受付番号9番は、申請人については記載のとおりです。 土地表示は、大字南中野字オノ神、登記地目、現況地目ともに畑、面積は318㎡、農業用資材置場用地として利用したいとのことです。 農地区分は、第二種農地の中山間地その他に該当しますので、問題ないものと思われます。 受付番号10番は、申請人については記載のとおりです。 土地表示は、大字浅瀬石字山辺、登記地目、現況地目ともに畑、面積は2,176㎡、従業員駐車場及び木材置場用地として利用したいとのことです。 農地区分は、第一種農地に該当しますが、集落接続に該当しますので、問題ないものと思われます。 受付番号11番は、申請人については記載のとおりです。 土地表示は、大字温湯字長漕、登記地目は田、現況地目は畑、面積は439㎡、50年間の使用貸借権を設定し、住宅建築用地として利用したいとのことです。 農地区分は、第二種農地の中山間地その他に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、12番佐藤国雄委員に報告をお願いします。
佐藤国雄委員	今回、5条申請があった土地について、去る7月6日、工藤元伸委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、7月1日に事務局による事前調査で撮影

	された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号9番は、農業用資材置場用地として利用するための申請です。 場所は、黒石養護学校から西へ約500mに位置しており、周辺の状況は、東側、北側は農地及び宅地、西側、南側は国道となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、農業経営規模拡大しているが、農機具や農業資材の置場が不足してきたので集落内で探索し、交渉して売買に至ったとのこと。隣地には、農業用の小屋があり、好都合であるとのこと。 資材置場として利用するときは、機械を使用して締め固めを行い、盛土をしないので土砂流出はしないとのこと。 雨水は地下浸透させ、隣接する側溝に排水するとのこと、周辺農地への影響はないものと思われます。 受付番号10番は、従業員駐車場及び木材置場用地として利用するための申請です。 場所は、旧浅瀬石小学校から南側へ約1.7kmに位置しており、周辺の状況は、西側に道路を挟んで申請者の事業所、北側、南側、東側は樹園地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、近年、事業拡大と木材製品の需要が高くなってきている中で、既存敷地では木材の保有量に対応できなくなっている状況であるとのこと。そこで、効率的に業務を進めるため、隣地敷地の交渉をした結果、合意に至り申請したとのこと。 土地造成は、盛土施工ではL型擁壁を設置し、その他法面は安定勾配とするということで、土砂流出ないように施すとのこと。 雨水は地下浸透及び周辺の側溝に放流するようにするとのこと、周辺農地への影響はないものと思われます。 受付番号11番は、住宅建築用地として利用するための申請です。 場所は、黒石養護学校から西へ約500mに位置しており、周辺の状況は、東側隣地に農地、そのほか周辺は宅地及び雑種地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、幼稚園や小学校が近く、申請者の実家から近い場所でもあり、支援をしてもらいながら子育てができるので、この土地を選定したとのこと。 雨水は地下浸透、生活雑排水は、合併浄化槽を経て隣接する側溝へ放流するとのこと、周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真、事務局職員からの状況説明及び、申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第34号は、原案のとおり決定いたします。 (長内康之委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く) 次の議案第35号につきましては、2番今隆俊委員、また13番佐山秀夫委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、山口貴佳推進委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (今隆俊委員、佐山秀夫委員、山口貴佳推進委員退席) それでは、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第35号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が7件、所有権移転が3件です。 別紙17ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号65番は、大字竹鼻字北野田の田、ほか4筆合計8,614㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号66番は、大字牡丹平字鱈頭の樹園地、2,348㎡を15年間10a当たり3,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号67番は、馬場尻南の田、2,762㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号68番は、馬場尻南の田、2,947㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号69番は、馬場尻南の田、2,315㎡を10年間10a当たり12,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号70番は、大字上十川字留岡三番の畑、ほか6筆合計8,237㎡を5年間10a当たり18,200円で、再設定するものです。 受付番号71番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号71番は、松原の田、4,315㎡を10a当たり10,900円で、10年間の設定です。 20ページへ移ります。

	(2) 所有権移転です。 受付番号23番は、大字浅瀬石字山辺の畑、ほか2筆合計10,525㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号24番は、大字袋字富岡の田、138㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号25番は、大字袋字富岡の田、106㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第35号は、原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員、佐山秀夫委員、山口貴佳推進委員指定席に着く) 次に議案第36号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第36号は、農地等の一括贈与に係る別紙の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。 別紙で説明いたします。 22ページをご覧ください。 番号2番及び3番は、令和4年6月17日の総会で許可されたもので、申請内容は父及び母から子への生前一括贈与です。 受贈者の農業を営んでいた期間は45年間であり、番号2番の贈与者の農業を営んでいた期間は72年間で、特例の適用を受けようとする農地は、18筆合計18,311㎡、番号3番の贈与者の農業を営んでいた期間は67年間で、特例の適用を受けようとする農地は、1筆2,146㎡となっており、農地基本台帳を基に調査したところ、農地取得後も引き続き農業経営を行うものと認められます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第36号は、原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第7回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時32分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和4年7月15日 議 長 水 互 康 行 議事録署名者 佐藤 国雄 議事録署名者 須 山 秀 夫